

○規制除外車両の確認に係る事前届出に関する規程

平成8年4月1日

公安委員会規程第4号

〔注〕令和3年11月から改正経過を注記した。

改正 平成9年3月公安委員会規程第1号

令和3年11月公安委員会規程第3号

令和5年8月公安委員会規程第5号

緊急通行車両の確認に係る事前届出に関する規程を次のように定める。

規制除外車両の確認に係る事前届出に関する規程

(題名改正〔令和3年公安委員会規程3号・5年5号〕)

(目的)

第1条 この規程は、災害時の規制除外車両であることの確認について、あらかじめ当該車両を広島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）へ届け出ること（以下「事前届出」という。）により、規制除外車両の確認手続の省力化及び効率化を図り、大規模災害発生時における応急対策活動等の円滑な推進に資することを目的とする。

(一部改正〔令和3年公安委員会規程3号・5年5号〕)

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 緊急通行車両等 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）の規定に基づく緊急通行車両又は緊急輸送車両をいう。
- (2) 規制除外車両 民間事業者による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であつて、災対法、原災法及び国民保護法の規定に基づく交通の規制の対象から除くもの（緊急通行車両等を除く。）をいう。
- (3) 災害 災対法第2条第1号に規定する災害又は原災法第2条第1号に規定する原子力災害をいう。
- (4) 災害時 広島県又は広島県に隣接し、若しくは近接する地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合又は武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が

国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第2条第2号に規定する武力攻撃事態若しくは同条第3号に規定する武力攻撃予測事態をいう。

（一部改正〔令和3年公安委員会規程3号・5年5号〕）

（規制除外車両の事前届出の対象）

第3条 規制除外車両の事前届出の対象とする車両は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両
- (2) 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両（当該医薬品、医療機器、医療用資材等の製造者又は販売者が使用する車両に限る。）
- (3) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置を有する車両に限る。）
- (4) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両（重機輸送用車両にあつては、建設用重機と同一の者が使用するものに限る。）

（追加〔令和3年公安委員会規程3号〕、一部改正〔令和5年公安委員会規程5号〕）

（規制除外車両の事前届出者）

第4条 規制除外車両の事前届出は、当該車両に係る業務の実施について責任を有する者又はその代行者が行うものとする。

（追加〔令和3年公安委員会規程3号〕、一部改正〔令和5年公安委員会規程5号〕）

（規制除外車両の事前届出の手続）

第5条 規制除外車両の事前届出は、当該車両に係る自動車検査証を提示させ、規制除外車両事前届出書2通に、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付して、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署を経由して、公安委員会に提出することにより行うものとする。

2 前項の届出を受けた公安委員会は、提出された書類に不備がないと認めるときは、規制除外車両事前届出済証（以下「除外届出済証」という。）を届出者に交付するものとする。

3 第1項の規制除外車両事前届出書及び前項の除外届出済証の様式については、警察本部長が別に定める。

（追加〔令和3年公安委員会規程3号〕、一部改正〔令和5年公安委員会規程5号〕）

（除外届出済証の再交付）

第6条 公安委員会は、除外届出済証の交付を受けた者から、規制除外車両の事前届出の内容に変更が生じ、又は除外届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した旨の申

出があったときは、除外届出済証の再交付を行うものとする。

(追加〔令和3年公安委員会規程3号〕、一部改正〔令和5年公安委員会規程5号〕)

(除外届出済証の返還)

第7条 公安委員会は、除外届出済証の交付を受けた車両が規制除外車両に該当しなくなったとき、抹消登録されたとき、その他規制除外車両としての必要性がなくなったときは、速やかに除外届出済証を返還させるものとする。

(追加〔令和3年公安委員会規程3号〕、一部改正〔令和5年公安委員会規程5号〕)

(除外届出済証による確認手続)

第8条 公安委員会は、災害時に除外届出済証の交付を受けた者からの規制除外車両であることの確認の申出があったときは、除外届出済証を提示させた後、速やかに警察本部長が別に定める標章及び証明書を交付するものとする。

2 公安委員会は、前項の確認に当たっては、規制除外車両の事前届出を行っていない者からの申出に優先して取り扱うものとする。

(追加〔令和3年公安委員会規程3号〕、一部改正〔令和5年公安委員会規程5号〕)

(規制除外車両の事前届出を行った者に対する指導)

第9条 公安委員会は、規制除外車両の事前届出を行った者に対して、除外届出済証の交付を受けている車両の規制除外車両であることの確認の方法、除外届出済証の再交付及び返還手続、除外届出済証の保管方法等についての指導を行うものとする。

(追加〔令和3年公安委員会規程3号〕、一部改正〔令和5年公安委員会規程5号〕)

(本部長への委任)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

(一部改正〔令和3年公安委員会規程3号・5号5号〕)

附 則

この公安委員会規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年3月21日公安委員会規程第1号)

この公安委員会規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年11月22日公安委員会規程第3号)

(施行期日)

1 この公安委員会規程は、令和3年11月22日から施行する。

(経過措置)

2 この公安委員会規程の施行の際、現に改正前の緊急通行車両の確認に係る事前届出に関

する規程第5条第2項の規定により交付された緊急通行車両届出済証は、改正後の緊急通行車両等及び規制除外車両の確認に係る事前届出に関する規程第5条第2項の規定により交付された緊急通行車両等事前届出済証とみなす。

附 則（令和5年8月28日公安委員会規程第5号）

（施行期日）

1 この公安委員会規程は、令和5年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この公安委員会規程の施行前にされた緊急通行車両等の確認に係る事前届出の取扱いについては、なお従前の例による。